

高知県の地方創生の推進に向けた連携と協力に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）とミキハウス子育て総研株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、高知県において地方創生を推進することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携事項」という。）において、子育て応援の視点をもって、相互に協力・連携して取り組むものとする。

- （1）観光振興、移住促進など産業振興に関すること
- （2）少子化対策の促進に関すること
- （3）その他高知県の地方創生の推進に向けた取り組みに関すること

（取組内容及び実施方法）

第3条 連携事項に係る具体的な取組内容については、その都度甲乙間にて協議のうえ、書面にて決定する。

2 前項の取組内容について、甲及び乙は定期的に取り組状況を確認する。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、連携事項の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、また、第1条に規定する目的以外に使用してはならないものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報は除く。

- （1）相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報
- （2）相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
- （3）相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
- （4）法令により開示を求められた情報

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙のいずれからも書面による協定の終了の申し出がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

（その他）


第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義のある場合、甲及び乙は誠実に協議し、誠意をもってこれを処理する。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年11月14日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県

高知県知事

尾崎正道 

乙 大阪府大阪市北区曾根崎新地二丁目6番12号  
ミキハウス子育て総研株式会社

代表取締役社長

藤田 洋 